平成２５年（フ）第２７１３号
東京都江戸川区瑞江２丁目47―３―313
債務者　阿部佳代子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７１８号
東京都北区中十条４丁目５―17
債務者　花岡世志宏
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７１９号
埼玉県蓮田市大字江ケ崎1964―189
債務者　古嶋　千尋
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２０号
埼玉県蓮田市大字江ケ崎1964―189
債務者　古嶋　尚美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２２号
東京都港区六本木７丁目20―３―203
債務者　上間　　俊
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７２４号
埼玉県新座市野火止８丁目14―44
債務者　堀之口恵子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３２号
東京都足立区栗原４丁目12―７―109
債務者　小暮八重子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３３号
東京都板橋区板橋２丁目61―６―203
債務者　橋本　正男
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７０号
横浜市西区中央２丁目52番６号
債務者　山下真由美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
静岡市葵区大岩本町１番34号
債務者　若杉　峰子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９号
静岡市葵区駒形通１丁目１番９号
債務者　伊泉　道隆
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３４号
東京都杉並区今川２丁目10―９―201
債務者　有賀　義樹
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６５号
東京都江東区塩浜２丁目17―10―101
債務者　三谷　広視
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７５号
東京都練馬区平和台２丁目15―16―104
債務者　新井　雅人
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７７号
東京都足立区保木間５丁目13―９―102
債務者　大内　康二
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６９９号
東京都足立区西伊興１丁目16―29
債務者　齋藤シヅエ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部